慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 匡房の後継：『本朝続文粋』所収「述行旅」策をめぐって |
| Sub Title | The successor to Oe no Masafusa |
| Author | 山田, 尚子(Yamada, Naoko) |
| Publisher | 慶應義塾大学藝文学会 |
| Publication year | 2008 |
| Jtitle | 藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.94, (2008. 6) ,p.1- 43 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 西脇順三郎没後25周年記念号 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00940001-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 匡房の後継

## ――『本朝続文粋』所収「述行旅」策をめぐって――

山田　尚子

### はじめに

対策は、大学寮紀伝道において、文章得業生か、或いは文章生のうち、特に方略宣旨を蒙った者のみに許された官吏登用試験である。『本朝続文粋（以下、続文粋）』[1]には、対策のパロディである「詳和歌」を除き、十一篇の対策、すなわち策問及び対策文が年代順に収められている。本稿では、その八番目に収められる「述行旅」策を取り上げ、その直前の七番目に収められた「野沢佳趣」策と比較することで、本対策文に特徴的な事象を指摘し、そのことが示唆する事柄について言及してみたい。

対策では、問頭博士により二題の策問が出題される。[2]それぞれの策問には「神仙」や「山水」等の題目が立てられており、さらにその中には複数の細かい小問（徴事）が示される。いずれの対策文においても対策を受ける者（対策者）は、それぞれの題目についてより大きな視点から自分なりに論じること〈1〉、個々の徴事について一つずつ簡潔に解答する

こと〈2〉が要求される。平安後期になると、策問、対策文の双方に既に定まった段落構成があり、策問の一題目と二題目とでは、策問及び対策文の構成がそれぞれ異なる。本稿で考察対象とする「述行旅」策と「野沢佳趣」策とは、その段落構成から、いずれも二題目の策問及び対策文であったと考えられる。以下に掲げるのは、第二の策問及び対策文の段落構成である。

資料一　第二の策問及び対策文の段落構成

○策問

第一段　「問」の語を初めに置き、題目を説明する。

第二段　「未審」「不審」「然則」等の語を初めに置き、徴事を掲げる。

○対策文

第一段　「対」の語を初めに置き、題目について詳しく論じる。

第二段　「夫以」「若夫」「即験」などの語を初めに置き、徴事に対して解答する。

第三段　対策者の謙辞。「謹対」で結ぶ。

第二の対策文の場合、前述の〈1〉〈2〉は、それぞれ対策文の第一段と第二段に相当する。まずは「述行旅」策の対策文第二段、すなわち徴事の有り様を検討することから始めよう。

## 一「述行旅」策対策文の徴事について

「述行旅」策は、康和五年（一一〇三）、菅原在良を問頭博士、大江匡時を対策者として行われたものである。匡時は大江匡房の二男、後に維順と改名する人物である。『続文粋』の対策における徴事は、策問一題につき八問と定まっており、隔句対の前と後の句に一問ずつ問題が配され、四つの隔句対で八問の徴事が示される。以下に①から⑧として掲げたのが、本対策に於ける徴事である。

①魏太祖之遠征也、為東為西。（魏の太祖の遠征するや、東たるや西たるや。）
②漢武帝之微行也、遇男遇女。（漢の武帝の微行するや、男に遇ふや女に遇ふや。）
③良金在岐、未弁貧廉之性。（良金は岐に在り、未だ貧廉の性を弁へず。）
④慈石累路、将聞経過之姿。（慈石は路に累なれり、将に経過の姿を聞かん。）
⑤高郵県遙、置幾駅而得嘉称。（高郵県は遙かなり、幾駅を置きて嘉称を得たるや。）
⑥宜都地僻、指何山而遺幽趣。（宜都の地は僻（さか）れり、何山を指して幽趣を遺したるや。）
⑦出檻兮長落之人、其変不審。（檻を出て長く落つるの人、其の変審らかならず。）
⑧入舟兮思子之獣、其名如何。（舟に入りて子を思ふの獣、其の名は如何（なん）ぞ。）

以上八問の徴事に対し、対策者である匡時は、それぞれに見合った故事の記述に沿って一問ずつ解答する必要がある。

解答は、原則として策問で掲げられた徴事の順序に従って隔句対の前後の句に一つずつ解答を配し、四つの隔句対によって八問分の解答を示さなければならない。以下に掲げたのがそれぞれの徴事に対する匡時の解答である（丸数字が前掲の徴事に対応する）。

①魏太祖之遠征矣、伐蛮夷而可詳。（魏の太祖の遠征するや、蛮夷を伐ちて詳らかにすべし。）
②漢武帝之微行焉、遇妓女而蹔止。（漢の武帝の微行するや、妓女に遇ひて蹔らく止まれり。）
③良金遺岐、被鹿裘而知廉恥。（良金は岐に遺る、鹿裘を被りて廉恥を知れり。）
④慈石累道、披蠹簡而忘謨謀。（慈石は道に累なる、蠹簡を披けども謨謀を忘れたり。）
⑤⑥高郵県之嘉称、宜都山之幽趣、文岑高兮不尋、筆駅荒而易惑。（高郵県の嘉称、宜都山の幽趣、文岑高くして尋ねず、筆駅荒くして惑ひ易し。）
⑦昨虎説兮忽去、盍諳居檻之意。（昨虎説きて忽ちに去る、盍ぞ檻に居るの意を諳（そら）んぜざる。）
⑧夜蛍暗兮難知、争弁入舟之名。（夜蛍暗くして知り難し、争（いかで）か舟に入るの名を弁へん。）

結論から言うと、以上に掲げた匡時の解答のうち、正解と考えられるのは③のみである。③は以下に掲げる故事を問うものと考えられる。

呉越春秋曰、延陵季子出遊二於斉一、見三路有二遺金一。有二披レ裘採レ薪者一、季呼二薪者一、取二彼地金一。薪者曰、吾

当二夏五月一披レ裘而薪、豈取レ金者哉。　（『藝文類聚』巻八十三、金）

匡時の解答には「良金遺、岐、被鹿裘、而知廉恥」とあり、「鹿」字は不審であるものの、ひとまず正解とすることができる。ところが、③以外の七つの徴事については、正解とすることができない。例えば、②の徴事は、以下に掲げる『漢武故事』の故事を問うものと考えられる。

（武帝）従二即位一、常晨往夜還、与二霍去病等十餘人一、皆軽服為二微行一、且以レ観二戯市里一、察二民風俗一。（中略）又嘗至二柏谷一、夜投レ亭宿。亭長不レ内、乃宿二於逆旅一。逆旅翁謂レ上曰、汝長大多レ力、当レ勤二稼穡一、何忽帯レ剣、衆夜行。此不レ欲レ為レ盗則淫耳。上嘿然不レ応。因乞レ漿飲。翁答曰、吾止有レ溺無レ漿也。有レ頃還レ内、上使レ覘レ之。見レ翁方与二少年十餘人一皆持二弓矢刀剣一、令三主人嫗出安二過客一。嫗帰謂二其翁一曰、吾観二此丈夫一非常人也。且亦有レ備、不レ可レ図也。天寒嫗酌レ酒、多与二夫及諸少年一、皆酔。嫗自縛二其夫一。諸少年皆走。嫗出謝レ客、殺レ雞作レ食。平旦上去。是日還レ宮乃召二逆旅夫妻一見レ之。賜二嫗千金一、擢二其夫羽林郎一。（『太平御覧』巻八十八、孝武皇帝）

②の徴事の「漢の武帝の微行するや、男に遇ふや女に遇ふや」に照らしてこの『漢武故事』の記述を見れば、傍線部分にあるように、「逆旅」すなわち宿屋の翁と嫗とに遇ったと解答せねばならず、匡時の解答に「妓女に遇ひて蹔らく止まれり」というのは不正解だと考えられる。さらに匡時は、その他の徴事についても「文岑高くして尋ねず、筆駅荒くして惑ひ易し」や「夜蛍暗くして知り難し、争か舟に入るの名を弁へん」等、いずれも自分が解答不能であることを表

明している。対策文においては、策問の徴事に対して解答不能である場合にも、故事を用いる等、表現に工夫を凝らす必要があった。匡時の対策文にもそうした工夫が見られるが、この点については本対策文が『続文粋』に採録されたことと関わり、あらためて後述することとする。いずれにしても「述行旅」策の徴事は、八問中一問しか解答できていないことが確認される。[3]

## 二　「野沢佳趣」策対策文の徴事について

次に、「述行旅」策の直前に収められる「野沢佳趣」策に目を転じてみたい。この対策は、問頭博士を「述行旅」策と同じ菅原在良、対策者を藤原友実として、寛治四年（一〇九〇）に行われたものである。友実は、南家藤原氏貞嗣流、藤原季綱の長男、『江談抄』を筆録した藤原実兼の長兄にあたる。まず、「述行旅」策と同様に、徴事に注目してみることにする。

①丹丘変形之石、其器如何。（丹丘に形を変ふるの石、其の器とは如何ぞ。）
②黄池賜飲之公、其兆不審。（黄池に飲を賜ふの公、其の兆し審らかならず。）
③学謳謡而忘帰之声、為覆霜為廻雪。（謳謡を学んで帰るを忘るるの声、覆霜を為すや廻雪を為すや。）
④因田獲而致祭之獲、文狸歟白雀歟。（田獲に因りて祭を致すの獲、文狸か白雀か。）
⑤一角魚、令何人至何処。（一角の魚、何人をして何処に至らしめんや。）
⑥紅眼之水、教幾女投幾姿。（紅眼の水、幾女をして幾姿を投ぜしめんや。）

⑦窈冥守気、至道之精難分。（窈冥にして気を守る、至道の精分かち難し。）
⑧幽玄託心、真府之験可弁。（幽玄にして心を託す、真府の験弁ふべし。）

この八問の徴事に対する友実の解答は、以下のとおりである。

①丹丘為器之石、甘露之瑞得其名。（丹丘に器と為すの石、甘露の瑞に其の名を得たり。）
②黄池訪兆之公、流霞之色伝其味。（黄池に兆を訪ふの公、流霞の色に其味を伝ふ。）
③学謳謡於秦伎、遏雲之響長留。（謳謡を秦伎に学ぶ、遏雲の響は長く留まれり。）
④尋田獲於周王、長月之性尚暗。（田獲を周王に尋ぬ、長月の性は尚ほ暗し。）
⑤乗神聖而時出之魚、詞海広兮難弁。（神聖を乗せて時に出づるの魚、詞海広くして弁へ難し。）
⑥化女子而冬温之水、智泉浅而無知。（女子に化して冬温かきの水、智泉浅くして知ること無し。）
⑦窈冥守気、已聞崆峒之山。（窈冥にして気を守る、已に崆峒の山に聞く。）
⑧幽玄託心、自在学校之林。（幽玄にして心を託す、自ら学校の林に在り。）

これらの解答のうち、⑥については「智泉浅くして知ること無し」、⑧については「自ら学校の林に在り」とあり、解答不能である旨が記されている。また、徴事の⑤「一角の魚、何人をして何処に至らしめんや」は、以下の『山海経』の故事を問うものと考えられる。

山海経曰、龍魚陵居、其状如レ狸〈或曰、龍魚似レ狸、一角也〉一曰二鰕魚一、却有二神聖乗レ此、以行二九野一、一曰二鼈魚一。

（『太平御覧』巻九百三十九、龍魚）

⑤の友実の解答に「乗神聖而時出之魚」とあるのは、傍線部分のうちの「有神聖乗此（神聖此れに乗るもの有り）」に拠り、徵事の「令何人至」すなわち「誰を導くのか」に対して解答したものであると考えられる。ところが、「乗神聖而時出之魚」に続いて「詞海広兮難弁（詞海広くして弁へ難し）」とあり、徵事の「令至何処」すなわち「何処に導くのか」に対しては、解答不能であることが示されている。恐らく友実は、徵事が問う『山海経』の故事には思い至ったものの、「何処に」に当たる「以行九野（以て九野を行く）」という記述については失念し、これを解答できなかったものと考えられる。

友実の徵事において、不正解と考えられるのは以上の三問のみである。この他の徵事については、徵事が意図すると考えられる故事の記述と友実の解答とはいずれもよく合致し、すべて正解であったものと推測される。例えば①の徵事が問う故事は以下の『拾遺記』の記事と考えられる。

丹丘之野多二鬼血一、化為二丹石一、則碼碯也。不レ可二析削雕琢一、乃可二鋳以為レ器也。当二黄帝時一、碼碯甕、至二堯時一猶存。甘露在二其中一、盈而不レ竭、謂二之宝露一、以班二賜群臣一。至二舜時一露已漸減。随二帝世之汚隆一、時淳則露満、時澆則露竭。

（『拾遺記』巻一、高辛）

①の友実の解答に「丹丘為器之石、甘露之瑞得其名」とあるのは、この故事の記述とよく合致する。以上により、友実の「野沢佳趣」策における徴事の正解は八問中五問とすることができよう。(4)

## 三　徴事の出来を左右したもの〈其の一〉――対策時の年齢――

### 1

前節までで確認することができたように、「述行旅」策の徴事に対する大江匡時の解答は八問中一問のみの正解であったのに対し、「野沢佳趣」策の徴事に対する藤原友実の解答は八問中五問の正解であった。徴事に対する両者のこの結果を如何に捉えるべきか。参考として『続文粋』に収載されたそれぞれの対策文における徴事の正解数を一覧にして掲げる。

資料二　『本朝続文粋』所収対策文における徴事の正解数一覧（八問中）

①弁賢佐（問頭博士／藤原国成、対策者／藤原明衡）　四問
②弁関塞（問頭博士／藤原明衡、対策者／菅原正家）　五問
③弁牛馬（問頭博士／藤原実範、対策者／菅原清房）　六問
④詳琴酒（同上）　三問
⑤江湖勝趣（問頭博士／藤原明衡、対策者／菅原是綱）　三問（一問判定不能）

⑥弁論漁猟（問頭博士／藤原敦基、対策者／藤原広綱）　四問
⑦野沢佳趣（問頭博士／藤原在良、対策者／藤原友実）　五問
⑧述行旅（問頭博士／藤原在良、対策者／大江匡時）　一問
⑨郷国土俗（問頭博士／藤原敦光、対策者／藤原資光）　三問
⑩通書信（問頭博士／藤原敦光、対策者／菅原宣光）　四問（一問判定不能）
⑪得宝珠（同上）　四問

対策の判定とその根拠については、対策を行った問頭博士によって作られた評定文があるが、『朝野群載』には、藤原有信、藤原資光、大江匡周の対策文に対する三篇の評定文が載る。また、時代は上るが、『都氏文集』には、菅原道真及び菅野惟肖の対策文に対する都良香の評定文が現存する。このうち、藤原資光の「郷国土俗」、「鏡扇資用」という二題の対策文に対する評定文には、以下のようにある。

今評二件策一、頗乖二問意一。雖レ述二郷国一、土俗之義惟疎、雖レ弁二鏡扇一、資用之理猶少。加以音韻錯乱、点画不レ正。但謂二父祖之儒業一、既奕二四代一、通二十六徴事一、今及二半分一。綴文之体、詞華可レ観。仍処二于丁科一。

（『朝野群載』巻十三）

傍線部分には、策問二題で計十六問の徴事のうち、半分が正解であった旨が記されている。この記述と同様の徴事に

関する言及は、有信の「明城市」「弁輿輦」両策の対策文に対する評定文にも「徴事十六、已通二半分一」とあり、匡周の「評文字」「叙射法」両策の対策文に対する評定文にも「答二徴事一兮通二半分一」とあり、いずれも「丁科」での及第となっている。また、大江匡衡は、その「述懐古調詩一百韻」（『江吏部集』巻中）において、「二十八献策、徴事玄又玄。所レ対過二半分一、射レ鵠纔貫穿」と述べ、自らの対策文における徴事への正解が過半に及び、かろうじて及第したことを述べている。こうした徴事についての記述から窺うことができるのは、第一に、策問一題につき八問の徴事を二題合わせて十六問とし、その半分、すなわち八問に正解できるか否かが判定におけるひとつの基準となっていること、第二に、徴事の出来不出来が対策自体の判定を左右する大きな要因として重視されているということである。この判定基準に照らせば、策問二題目の「述行旅」策の徴事で一問しか正解していない匡時は、現存しない一題目の徴事で少なくとも七問正解していたと考えなければならない。実際のところ、現存する対策文の中で七問以上の徴事が正解という対策文はなく、果たしてそのようなことがあり得たものか疑問であるが、いずれにしても、匡時の「述行旅」策の徴事の成績は極めて悪いものであったと言わざるを得ない。一方、「野沢佳趣」の五問の正解という成績は、資料二における他の対策文の徴事の出来具合に照らせば一見してわかるように、概ね良いものであったと思われる。

匡時については、その父大江匡房の言談を藤原実兼が筆録したとされる『江談抄』の以下の言談をめぐって取り上げられることが多い。

只だ遺恨とするところは、蔵人頭を歴ざると子孫のわろくてやみぬるとなり。足下などの様なる子孫あらましかば、何事をか思い侍らましな。家の文書、道の秘事、皆以て湮滅せんと欲するなり。就中、史書全経の秘説、徒らにて

滅びんと欲するなり。委ね授くるの人无し。貴下に少々語り申さんと欲す。如何。（神田氏旧蔵本『江談抄』[6]〈38〉）

この言談は、これまでの『江談抄』研究において、大江匡房が藤原実兼に自らの言談を筆録させた根拠、すなわち『江談抄』成立の契機を示すものと考えられてきた。小峯和明氏は、この言談について「大宰府から帰京直前に愛息隆兼を失って以後の、匡房の江家存亡の危機意識を反映した有名な一節である[7]」とする。匡房の長男、匡時の兄である大江隆兼は、匡房のこの言談より前、匡房が太宰権帥を退任して大宰府より帰京する直前に没している。傍線部分に「子孫のわろくてやみぬるとなり」とあるのが、有能な兄隆兼の死と、後に残った弟匡時の無能さを指すものであり、続く「足下などの様なる子孫あらましかば、何事をか思い侍らましな……貴下に少々語り申さんと欲す」とあるのが、長男隆兼を失い、自らが継承し培ってきた学問の後継者がもはや存在しないと考えた匡房が、実兼のような有能な子孫に恵まれなかったことへの無念さから、自らの言談、所謂「江談」を実兼に語り、筆録させたことを示すものとされてきたのである。この言談がこのように解釈された結果、匡時については、父匡房にとって家の学問を継承させるに値しない人物であったと見なされるようになった。田中宗博氏は以下のように述べる。

なお、維順について付言すると、彼はどうやら匡房にとって〈不肖の息子〉であったらしい。傑出した父親を持つものの悲劇とも言えようが、この点については匡房自らが『江談抄』の中で、〈蔵人頭にならなかったことと、子孫がわろくて生涯を終わることだけが遺恨だ〉と語っていることからも確認される。匡房はこれに先立つ康和四年（一一〇二）に、愛息・隆兼を喪っており、その嘆きの中で維順は〈わろき子孫〉にすぎなかったようだ[8]。

一方、藤原友実は、前述のように、『江談抄』を筆録した藤原実兼の長兄であり、彼の卒去を伝える『中右記』の記事によれば、かなり有能な人物であったことが窺われる。

聞、夜半許勘解由次官藤友実卒去、是季綱朝臣長男、依レ為二大業人一、経二当時蔵人叙爵一之後為二上皇殿上人一、才智之聞頗勝二傍輩一、惜哉、〈年三十六云々〉　（『中右記』承徳元年（一〇九七）十一月二十八日条）

そこで、「述行旅」策と「野沢佳趣」策という二つの対策文における徴事の出来不出来についても、無能な匡房の息子と有能な南家藤原氏の友実という構図が見えてきて、その友実が実兼の長兄であることから、ますます因縁めいたものを感じざるを得ない。

しかしながら、対策文の徴事における両者のこうした出来不出来の背景には、考慮しなければならない事柄があるものと考えられ、これをそのまま先の構図に当てはめてしまうのは、やや早計であるように思われる。

## 2

匡時と友実の徴事の出来不出来の背景として、まず考慮しなければならないのは、献策時の両者の年齢である。佐藤道生氏は、『和漢朗詠集』の註釈書の嚆矢として知られる「朗詠江註」の成立時期をめぐり、匡時の生没年及び経歴についての検討を行った。(9)「朗詠江註」及び匡時の経歴については後であらためて言及することになるが、ひとまずここ

で確認しておきたいのは、献策時の匡時の年齢（推定）が二十歳であったという点である。一方、友実は二十九歳であった。以下に掲げたのは、匡時献策の前後二十年あまりにおける対策者の年齢、文章得業生になった年時、出自の一覧である（／の下は出自）。

資料三　対策者の年齢一覧（匡時献策の頃）

寛治四年（一〇九〇）藤原友実献策【二十九歳】←未詳／南家藤原氏
寛治五年（一〇九一）藤原国資献策【二十五歳】←寛治元年（一〇八七）文章得業生／北家藤原氏（日野）
嘉保元年（一〇九四）藤原敦光献策【三十歳】←寛治四年（一〇九〇）文章得業生／式家藤原氏
嘉保二年（一〇九五）藤原実光献策【二十七歳】←寛治五年（一〇九一）文章得業生／北家藤原氏（日野）
承徳二年（一〇九八）大江有元献策【未詳】←嘉保元年（一〇九四）文章得業生／大江氏
康和元年（一〇九九）藤原永実献策【三十八歳】←嘉保二年（一〇九五）文章得業生／南家藤原氏
康和四年（一一〇二）藤原行盛献策【二十八歳】←承徳二年（一〇九八）文章得業生／北家藤原氏（日野）
康和五年（一一〇三）大江匡時献策【二十歳】←康和元年（一〇九九）文章得業生／大江氏
嘉承元年（一一〇六）藤原令明献策【三十三歳】←康和四年（一一〇二）文章得業生／式家藤原氏
嘉承二年（一一〇七）藤原尹通献策【二十六歳】←康和五年（一一〇三）文章得業生／南家藤原氏
天永元年（一一一〇）菅原時登献策【三十一歳】←嘉承元年（一一〇六）文章得業生／菅原氏
天永二年（一一一一）藤原有業献策【未詳】←未詳／北家藤原氏（日野）

永久二年（一一一四）藤原資光献策【三十二歳】↑天永元年（一一一〇）文章得業生／北家藤原氏（日野）
永久三年（一一一五）藤原顕業献策【二十六歳】↑天永二年（一一一一）文章得業生／北家藤原氏（日野）
元永元年（一一一八）藤原国能献策【未詳】↑永久二年（一一一四）文章得業生／北家藤原氏（日野）
元永元年（一一一八）大江匡周献策【未詳】↑永久四年（一一一六）文章得業生／大江氏
保安三年（一一二二）藤原永範献策【二十歳】↑元永元年（一一一八）文章得業生／南家藤原氏

『本朝世紀』に拠ると、寛治元年十二月、それまで七年であった得業生課試の期限が五年（足かけで数える。実質的には四年）と規定されるようになった。[10] 実際、資料三を一見すればわかるように、ほとんどの者が文章得業生となって五年目に献策している。匡時の献策は康和五年で、これは、父匡房を大いに嘆かせた兄隆兼の死の翌年であるが、康和元年に匡時は文章得業生になっており、規定どおり、文章得業生になって五年目の献策であった。しかしながら問題はその年齢で、他の献策者の年齢に照らせばわかるように、匡時の二十歳というのは、南家藤原氏の永範が同じく二十歳で献策した例が見えるものの、極めて早いといえる。例えば、後に頼長の家司となる式家藤原氏の令明は、匡時献策の三年後に対策に臨んでいるが、既にそのとき三十三歳であった。他の者に比べて匡時の献策が早かったのは、父匡房の献策時の年齢を襲ったためと考えられる。匡房は康平元年（一〇五八）に献策したが、このときわずか十八歳であった。また、兄隆兼については、没年齢が明らかではないが、康和四年に没したときにはまだ三十代であったと考えられ、[11] 従って承暦三年（一〇七九）の献策時には十六歳、或いは、可能性は低いけれども、それ以下であったと推定される。隆兼もまた父を襲い、若くして対策に臨んだものであろう。

稿者は前に、平安期の対策について検討し、平安前期から後期にかけ、題目についての論を立ててそれを展開することを目指すものから、題目にかかわる故事や表現などの知識を披瀝するものへと、対策そのものの性質が変化したことを指摘した。[12] すなわち、匡時献策当時の対策文は、対策者の故事に関する知識の量、博覧強記ぶりを問うものであり、従って、それに長けた者にとって有利な試験であったと考えられる。特に徴事は、かつてはあくまで小問として、策問全体が希求する大きな問いの一部であったものが、故事についての細かい知識を問うものとして独立し、四つの隔句対で八つの問いを立てるという形式が定着する等、対策の質的な変化を最も顕著に体現化したものであった。徴事のこうした傾向にあっては、知識の蓄積がそのまま結果に結びつく。従って対策者の年齢は、その出来を左右する重要な要因であったものと考えられる。二十歳の匡時と二十九歳の友実とでは、知識量に相当の差があったものと推測され、「述行旅」策と「野沢佳趣」策とにおける徴事の出来不出来は、そうした匡時と友実との年齢差を如実に反映したものだったのではないだろうか。

## 四　徴事の出来を左右したもの〈其の二〉——学問の方向性について——

### 1

「述行旅」策と「野沢佳趣」策における徴事の出来不出来をめぐって、さらに考慮しなければならないのは、両者の対策文の第一段である。当時の評定文によれば、徴事の出来不出来とともに、この第一段の良し悪しも判定の対象となる。[13] また、『和漢朗詠集』に収載される対策文からの摘句はすべてここから採られており、対策者が自らの文才を最大限に発揮して作るべき、極めて重要な箇所であったと考えられる。

ここでは、まず、友実の「野沢佳趣」策の対策文から取り上げたい。以下に、「野沢佳趣」策の対策文第一段の全文を対偶に従って掲げる。

1 対　　対す
2 竊以　　竊かに以みれば
3 九野未定以往、二耀混明（野）　　九野未だ定らざる以往（よりさき）、二耀明を混ず
4 八沢相闘以降、三材異品（沢）　　八沢相ひ闘けて以降（よりこのかた）、三材品を異にす
5 故　　故に
6 玄王桓撥之朝、群禽帰一面之化（野）　　玄王桓撥するの朝、群禽一面の化に帰す
7 伯禹菲食之昔、衆庶営三農之勤（沢）　　伯禹菲食するの昔、衆庶三農の勤めを営む
8 孔父之遇西狩也、獲麟之筆遺文（野）　　孔父の西狩に遇ふや、獲麟の筆文を遺す
9 高祖之達前途也、斬蛇之剣成業（沢）　　高祖の前途に達するや、斬蛇の剣業を成す
10 然而　　然らば
11 戎車三百乗、至周牧而伏凶（野）　　戎車三百乗、周牧に至りて凶を伏す
12 獵徒千万騎、幸楚夢而称獲（沢）　　獵徒千万騎、楚夢に幸して獲を称す
13 復有　　復た
14 明王施仁、遺賢無暫留之跡（野）　　明王仁を施すこと、遺賢暫く留れるの跡無し

15 哲后理政、祥獣有数出之蹄（沢）
16 精兵挑戦之軍、遂争汗馬之労（野）
17 虞人列次之職、各守法象之官（沢）
18 然猶
19 素商秋暮、帰鸞之翅双飛（野）
20 碧漢夜深、鳴鶴之声高達（沢）
21 横野将軍之居楡塞也、武略雖聞（野）
22 彭沢先生之占柳門也、賢名猶彰（沢）
23 方今
24 煙草蔓々、鉅鹿県之露夏深（野）
25 雲雁唱々、彭蠡湖之浪秋冷（沢）
26 殷帝通夢、傅巖之月光清（野）
27 呂氏伝詞、芒碭之雲色紫（沢）
28 生而繁茂、嘉穀表劉漢之祥（野）
29 吐而玲瓏、明珠発清越之響（沢）
30 田子設礼之時、結金蘭而思契（野）
31 路氏嗜学之昔、截青蒲而成功（沢）

哲后政を理むること、祥獣数(たびた)び出でたるの蹄有り
精兵挑戦の軍、遂に汗馬の労を争ひ
虞人列次の職、各の法象の官を守る
然れども猶ほ
素商に秋暮れぬ、帰鸞の翅は双つながら飛び
碧漢に夜深けぬ、鳴鶴の声は高く達す
横野将軍の楡塞に居るや、武略聞こゆと雖も
彭沢先生の柳門を占ふや、賢名猶ほ彰らかなり
方に今
煙草蔓々たり、鉅鹿県の露は夏に深し
雲雁唱々たり、彭蠡湖の浪は秋に冷やかなり
殷帝夢に通ず、傅巖の月光清らかなり
呂氏詞を伝ふ、芒碭の雲色紫なり
生じて繁茂す、嘉穀劉漢の祥を表せり
吐きて玲瓏たり、明珠清越の響を発す
田子礼を設くるの時、金蘭を結びて契を思ふ
路氏学を嗜(たしな)むの昔、青蒲を截ちて功を成す

32　者歟　　者か

この対策文は、「野沢」という所謂双貫語を題目としており、この場合、隔句対の前句と後句に「野」と「沢」についての記述をそれぞれ配さなければならない。本文中に（　）して「野」「沢」と付したのがそれに当る。この対策文に顕著な傾向として注目されるのは、経書を典拠とする語句を頻繁に用いているという点である。□で囲って示したのがそれに当る。例えば、6、7行目を見てみよう。6、7行目のうち、波線を付した「群禽帰一面之化（群禽一面の化に帰す）」は、以下の『史記』の記述を典拠とする。

湯出、見下野張二網四面一、祝曰丙、自二天下四方一皆入乙吾網甲。湯曰、嘻、尽レ之矣。乃去二其三面一、祝曰、欲レ左、左。欲レ右、右。不レ用レ命、乃入二吾網一。諸侯聞レ之、曰、湯徳至矣、及二禽獣一。（『史記』殷本紀）

一方、①「玄王桓撥」、②「伯禹」、③「菲飲」、④「三農」という表現は、それぞれ以下①～④の『毛詩』、『尚書』、『論語』、『周礼』の記述を典拠とする。

①玄王桓撥〔毛伝〕玄王、契也。桓大、撥治、履礼也。〔鄭箋〕承二黒帝一而立レ子、故謂レ契為二玄王一。（『毛詩』商頌「長発」）

②伯禹作二司空一〔孔伝〕禹代レ鯀為二宗伯一、入為二天子司空一、治二洪水一有レ成レ功、（『尚書』舜典）

③子曰、禹吾無二間然一矣。菲二飲食一、而致二孝乎鬼神一、悪二衣服一、而致二美乎黻冕一、卑二宮室一、而尽二力乎溝洫一、禹吾無二間然一矣。（『論語』泰伯）

④以二九職一任二万民一。一曰二三農一、生二九穀一。〔注〕鄭司農云、三農平地山沢也。玄謂、三農原隰及平地。（『周礼』天官、大宰）

6、7行目は、これら経書を典拠とする語句をちりばめつつ、全体として「殷の祖である契の御世、世が大いに治まっていたときには、鳥獣にまで仁政が及んでいたし、夏の禹王が節制しつつ世を治めていたときには、万民がそれぞれの勤めを果たしていた」といった意を表し、『史記』殷本紀と④の『周礼』の記事にそれぞれ「野」と「沢」があることから、6行目が「野」、7行目が「沢」についての記述となっているものと考えられる。

また、19、20行目の「鸞」と「鶴」の表現は、それぞれ、つがいの燕が秋に南へ飛んでいく状景、夜空に向かって鶴が鳴く状景を表しているが、なぜここで燕と鶴かといえば、以下に掲げたように、いずれも『毛詩』を典拠とし、19行目の燕についての記述が「野」、20行目の鶴についての記述が「沢」についての記述となっているものと考えられる。

○燕燕于飛、差二池其羽一。之子于帰、遠二送于野一。〔毛伝〕郊外曰レ野。（『毛詩』邶風「燕燕」）

○鶴鳴二于九皐一、声聞二于野一。〔毛伝〕皐、沢也。〔鄭箋〕皐、沢中水溢出所レ為レ坎。（『毛詩』小雅「鶴鳴」）

この他、3、4行目の「九野」と「八沢」とは、いずれも『淮南子』に見える表現であり、また、21、22行目におい

ては、後漢、光武帝の時代の王常のことをいう「横野将軍」の「野」と、晉の陶淵明のことをいう「彭沢先生」の「沢」で「野」と「沢」とを表すといった掛詞的な手法も見られ、全体として、友実の博覧強記ぶりを如実に窺うことができる文章だといえるだろう。

## 2

次に、「述行旅」策の対策文第一段を検討したい。以下に全文を掲げる。

1 対　　対す
2 竊以　　竊かに以みれば
3 水土山川、錯峙之儀早著　　水土山川、錯峙の儀早く著る
4 秦呉燕宋、遠近之跡長存　　秦呉燕宋、遠近の跡長く存す
5 云往云還、誠岡士之常也　　往と云ひ還と云ひ、誠に岡士の常なり
6 行也旅也、豈非俗之事哉　　行たるや旅たるや、豈に非俗の事ならんや
7 是以　　是こを以て
8 玉門秋深、行々而行不尽　　玉門に秋深し、行き行きて行けども尽きず
9 剣閣年暮、歩々而歩猶餘　　剣閣に年暮れたり、歩み歩みて歩めども猶ほ餘れり
10 北馬思土、蹀朔風而猶悲　　北馬は土を思ひ、朔風に蹀(ふ)みて猶ほ悲し

11 南牛恋郷、喘夜月而未息
12 皇華無私、自極天地之嶮
13 行李有限、誰過九千之程
14 終童之棄繻也、遂乗使者之軺
15 買臣之衣錦也、蹔収太守之綬
16 渉塞垣而泛軍、紀功於燕然之嶺
17 踰関隴而守険、忍渇於疎勒之城
18 張博望之窮九河也、通査於牛漢之月
19 楊将軍之度五嶺也、分符於閩越之風
20 然猶
21 高漸離撃筑於易水之上、壮士反袖而傷嗟
22 羊叔子立碑於峴山之陽、行人霑衣而於邑
23 邛郲九折之雲　一為忠臣一為孝子
24 胡城万里之雪　誰生而降誰老而帰
25 国色之出漢闕也　金屑慰馬上之情
26 王佐之辞渭浜也　玉璜当車右之任
27 況亦

南牛は郷を恋ひ、夜月に喘ぎて未だ息まず
皇華に私無し、自ら天地の嶮を極めたり
行李に限り有り、誰か九千の程を過らん
終童の繻を棄つるや、遂に使者の軺に乗る
買臣の錦を衣るや、蹔く太守の綬を収む
塞垣を渉りて軍を泛かぶ、功を燕然の嶺に紀す
関隴を踰えて険を守る、渇きを疎勒の城に忍ぶ
張博望の九河を窮むるや、査を牛漢の月に通じたり
楊将軍の五嶺を度るや、符を閩越の風に分かちたり
然れども猶ほ
高漸離筑を易水の上に撃ち、壮士袖を反して傷嗟す
羊叔子碑を峴山の陽に立て、行人衣を霑して於邑す
邛郲九折の雲、一は忠臣たり一は孝子たり
胡城万里の雪、誰か生きて降り誰か老ひて帰る
国色の漢闕を出づるや、金屑馬上の情を慰む
王佐の渭浜を辞するや、玉璜車右の任に当れり
況んや亦た

28　緑耳嘶而欲去　草長王孫之原
29　紫髯掉而不留　木下郎将之泊
30　呉人之観魯楽也　聞雅頌而自知
31　陳氏之入斉宮也　免負檐而可足

緑耳嘶きて去らんと欲ひ、草王孫の原に長ず
紫髯掉ひて留らず、木郎将の泊に下る
呉人の魯の楽を観るや、雅頌を聞きて自ら知れり
陳氏の斉の宮に入るや、負檐を免ぜられて足るべし

「述行旅」策の第一段は、徴事の出来の悪さに比べれば、悪くない出来であると思われる。12、13行目の「皇華」及び「行李」は、それぞれ以下に掲げた経書の表現を踏まえ、いずれも勅使を表す。[14]

○皇皇者華、君遣二使臣一也。送レ之以二礼楽一、言遠而有二光華一也。（『毛詩』小雅、皇皇者華序）
○若舎レ鄭以為二東海主一、行李之往来、共二其乏困一、君亦無レ所レ害。〔杜預注〕行李、使人也。（『春秋左氏伝』僖公三十年）

また、16、17行目に見える「燕然」と「疎勒」とはいずれも中国北方の地名であるが、本対策文の当該箇所で用いられている故事は、ともに『文選』に見える。「燕然」は、『文選』巻五十六に班固の「封二燕然山一銘」があり、この銘が書かれることになったいきさつが対策文では故事として用いられている。「疎勒」は、巻四十に載る任昉の「奏二弾曹景宗一」に「方之居延、則陵降而恭守、比之疎勒、則耿存而蔡亡（之れを居延に方ぶるに、則ち陵は降りて恭は守る、之れを疎勒に比ぶるに、則ち耿は存して蔡は亡ぶ）」とある。しかも、両作品の李善注にそれぞれ引用されるように、

いずれの故事も以下のように『後漢書』に見える。

○遣二客刺一殺暢於屯衛之中一（中略）、憲懼レ誅、自求下撃二匈奴一以贖上レ死。会二南単于請レ兵北伐一、乃拝二憲車騎将軍一、金印紫綬、官属依二司空一、以二執金吾耿秉一為レ副（中略）与二北単于一戦二於稽落山一、大破レ之、虜衆崩潰、単于遁走（中略）、憲、秉遂登二燕然山一、去レ塞三千餘里、刻レ石勒レ功、紀二漢威徳一、令二班固作一レ銘。（『後漢書』竇憲伝）

○恭以下疎勒城傍有二澗水一可上レ固、五月、乃引レ兵據レ之。七月、匈奴復来攻レ恭。恭募二先登数千人一直馳レ之、胡騎散走。匈奴遂於二城下一擁二絶澗水一。恭於二城中一穿レ井十五丈不レ得レ水、吏士渇乏、笮二馬糞汁一而飲レ之。恭仰歎曰、聞昔貳師将軍抜二佩刀一刺レ山、飛泉涌出。今漢徳神明、豈有レ窮哉。乃整二衣服一向レ井再拝、為二吏士一禱、有レ頃、水泉奔出、衆皆称二万歳一。乃令二吏士揚レ水以示レ虜。虜出不意、以為二神明一、遂引去。（『後漢書』耿恭伝）

以上の表現に代表されるように、匡時の対策文第一段は、対句の構成として、正史の故事は正史の故事同士で、経書の故事は経書の故事同士で対偶されており、全般的にそうした意味でのバランスは先に見た友実の対策文より優れているように思われる。

### 3

「述行旅」策の対策文で最も興味深いのは、『和漢朗詠集』の影響が窺われるという点である。まず、波線を施した19行目「楊将軍之度五嶺也、分符於閩越之風（楊将軍の五嶺を度るや、符を閩越の風に分かちたり）」に注目してみたい。

この記述は、以下の楊僕の故事を踏まえるものと考えられる。

至二元鼎五年一、南越反、東越王餘善上書、請下以卒二八千人一従二楼船将軍一撃中呂嘉等上。兵至二揭揚一、以二海風波一為レ解、不レ行、持二両端一、陰使二南越一。及三漢破二番禺一、不レ至。是時楼船将軍楊僕使二使上書一、願便引レ兵撃二東越一。上曰士卒倦、不レ許、罷レ兵、令下諸校屯二豫章梅嶺一待上レ命。（『史記』東越列伝）

この記事によれば、前漢武帝の元鼎五年、南越が反乱を起こしたとき、東越王餘善は、武帝と南越とを両天秤にかけようとした。そこで楊僕が上書して東越を討つべき旨を説いたが、帝は兵が疲れていることを理由に許さず、梅嶺で兵を待機させたという。すなわち、匡時のいう「五嶺」とは、『史記』の当該記事に見える「梅嶺」を言い換えた表現であろう。ところが、武帝が兵を駐屯させたという梅嶺については、以下の如く、集解、索隠、正義の諸注もその所在について意見が分れる。

○徐広曰、在二会稽界一。（集解）

○案、徐広云、在二会稽一、非也。今案、豫章三十里有二梅嶺一、在二洪崖山足一、当二古駅道一。此文云豫章梅嶺、知レ非二会稽一也。（索隠）

○括地誌云、梅嶺在二虔化県東北百二十八里一。虔州漢亦属二豫章郡一。二所未レ詳。（正義）

そして、いずれの記述にしても、匡時の対策文に見える「五嶺」の語は見当たらないのである。匡時の言い換えの根拠は何か。それは、以下の如く、『和漢朗詠集』の梅の表現に頻出する「庾嶺」或いは「大庾嶺」からの連想ではないかと考えられる（以下、『和漢朗詠集』の摘句及びその訓読に引き続き、詩題〈含文題〉、作者、作品番号／朗詠題を掲出する）。

○青糸縿出陶門柳、白玉装成庾嶺梅。（尋二春花一、大江朝綱 90／梅）
○五嶺蒼々雲往来、但憐大庾万株梅。（庾嶺多二梅樹一南枝先開、菅原文時 91／梅）
○大庾嶺之梅早落、誰問二粉粧一、匡廬山之杏未レ開、豈趁二紅艶一。（停レ盃看二柳色一序、紀長谷雄 106／柳）
○銀河沙漲三千界、梅嶺花排一万株。（雪中即事寄二微之一、白居易 375／雪）

「庾嶺」或いは「大庾嶺」は、江西省大庾県にある山地であるが、唐の張九齢が梅を植えて梅嶺と名づけ、梅の名所となったところである。そして、「大庾嶺」を含む五つの嶺が「五嶺」と呼ばれる。『史記』東越列伝の「梅嶺」と「大庾嶺」との関係は実際のところ未詳であるが、少なくとも匡時は、『史記』東越列伝の「梅嶺」を上掲の『和漢朗詠集』の摘句により、「五嶺」としたものと考えられる。

また、8行目の「玉門秋深、行々而行不尽（玉門に秋深し、行き行きて行けども尽きず）」は、『和漢朗詠集』の「行旅」の朗詠題に見える以下の表現に拠ると考えられる。

行々重行々、明月峡之暁色不レ尽、眇々復眇々、長風浦之暮声猶深。　（山河千里別序、源順642／行旅）

さらに、22行目の「羊叔子立碑於峴山之陽、行人霑衣而於邑（羊叔子碑を峴山の陽に立て、行人衣を霑して於邑す）」は、同じく『和漢朗詠集』の以下の表現に拠るであろう。

王子晋之昇レ仙、後人立二祠於緱嶺之月一、羊太傅之早レ世、行客墜二涙於峴山之雲一。（安楽寺廟序、源相規745／懐旧）

佐藤道生氏は、『和漢朗詠集』の古写本に見える「江註」に関する奥書から、「江註」が匡時のためになされたものであることを確認し、さらに、「江註」がその内容として句題詩の詠法等、作詩の初学者に有益な知識を多く含むことから、その書入れの時期は、匡時が儒者の子弟としての慣例に従って句題詩を作成し始める十歳頃に先立つ時期、寛治年間（一〇八七～一〇九四）後半と考えられることを指摘した。[15] 佐藤氏が明らかにしたところによれば、匡時は嘉保元年（一〇九四）に十一歳で給料学生となっており、その四年後、承徳二年（一〇九八）には父匡房が太宰権帥となって大宰府に下向している。匡房の帰洛は、その四年後の康和四年（一一〇二）で、その帰洛の年に兄隆兼が没しており、その翌年に匡時は献策する。すなわち、匡時が献策するまでに父の薫陶を直接受けることができたのは、匡房が大宰府に任官するまでの数年間と、帰洛してからの一年間ということになる。その間、『和漢朗詠集』の教授に置かれた比重は、決して小さいものではなかったであろう。父が初学の書として選んだ『和漢朗詠集』についての知識が、匡時の学問、漢詩文の製作活動における大きな土台、基盤となったのではないだろうか。

## 4

匡時の対策文第一段において今一つ注目されるのは、大江氏の祖である朝綱や澄明がかつて用いた表現を積極的に用いているという点である。例えば、11行目の「南牛恋郷、喘夜月而未息（南牛郷を恋ひ、夜月に喘ぎて未だ息まず）」は、以下に掲げるように、大江朝綱によってよく用いられた表現である。

○応対易レ迷、汗浹二於周勃之背一、陰陽難レ理、牛喘二於邴吉之前一。

（『本朝文粋』巻四「同〈為二貞信公一辞二摂政一〉第二表」大江朝綱101）

○身毛皆竪、寒似二越鳥之畏レ霜、心魂共迷、熱レ於二呉牛之喘一レ月。

（『本朝文粋』巻五「為二貞信公一返二随身一表」大江朝綱137）

また、18行目の「張博望之窮九河也、通査於牛漢之月（張博望の九河を窮むるや、査を牛漢の月に通じたり）」は、張騫が天の河を浮き木で遡る故事で、『俊頼髄脳』等に見えてよく知られるが、[16]以下のごとく大江澄明「弁山水」策の対策文に見える表現である。

張博望之到二牛漢一、泝二十万里之濤一、伯司空之鑿二竜門一、遺二二千年之跡一。

（『本朝文粋』巻三「弁山水」大江澄明80）

また、3行目の「錯峙」という表現も、同じく澄明の対策文に用いられている。

坤儀成レ形、三山五岳鎮二天下一而錯峙、坎徳運レ化、八水九河亘二地中一而分流。

（『本朝文粋』巻三「弁山水」大江澄明80）

以上のように匡時と友実の対策文第一段を比較すると、匡時にあっては、父匡房から授けられた『和漢朗詠集』の摘句に関する知識、或いは大江氏の先人達の表現を踏襲しようとする姿勢が窺われるのに対し、友実の場合には、本人の、恐らくは超人的な記憶力と努力とによって獲得した、経書を含むさまざまな書物の表現や故事についての網羅的な知識を拠り所にしていることがわかる。そして、このことは、両者の学問の方向性が互いに異なっていることを示唆する。匡時には、大江氏の家の学問として朝綱や維時、澄明、匡衡等の先人たちが培ってきた文学的な表現の蓄積があり、それに則って表現を作ることができたのに対し、新興の儒家である南家藤原氏出身の友実にはそうした表現の蓄積がなく、そこで、自らの学問的な研鑽によって獲得した、どちらかといえば儒学的な知識に拠って、新たな表現を創り出したのである。印象批評の譏りを懼れずに敢えて言えば、匡時の「述行旅」策の対策文と友実の「野沢佳趣」策の対策文とでは、一読したときの印象が全く異なる。前者が『和漢朗詠集』に代表される平安期の典麗典雅な表現をふんだんに利用しながら、極めて文学的な印象を与えるのに対し、友実の文章は、いわば四角四面で堅苦しく、およそ典雅な表現とはかけ離れているように感じる。こうした両者の対策文から受ける印象の相違の背景には、両者の学問のあり方の相違が

あるのではないか。

そして、第一段から窺われる両者のこうした学問的な相違は、既に確認した徴事のあり方の相違とも密接に関わるものと考えられる。既述のように、当時の徴事は細かい故事の知識を広く問うもので、こうした徴事の性格から見れば、友実の学問の方がそれに向いていると考えられるからである。恐らく、第一段に窺われる両者の学問のあり方における相違が、より増幅された形で徴事の結果となって顕れたのではないだろうか。

## 五　表現の継承――宇治平等院供養願文について――

ところで、匡時は当該対策に及第し、その翌年、長治元年（一一〇四）に式部丞に任ぜられた。そして後年、弾正大弼を経て大学頭となる一方、藤原頼長の息、師長の家司となっている。このことを含め、諸記録から鑑みるに、藤原忠通がその父忠実や弟頼長と溝を深めていく時代の趨勢にあって、匡時はどちらかといえば、忠実、頼長の側に近い存在であったものと考えられる。

久安五年（一一四九）十月二十五日、匡時（既に維順と改名）は、忠実のために宇治平等院供養願文を執筆している。これは、忠実が、前年久安四年十二月十四日に没したその正室、忠通の母である師子のために成楽院中御堂を造立し、それが完成した際の供養願文で、その全文が『兵範記』に引かれる。[17] これを見ると、かなりの長文で、力の込もった秀作だと思われるが、この願文において特に注目されるのは、匡房の願文の表現が積極的に用いられているという点である。例えば、忠実の出家後、師子が一身に仏に帰依してきたことを述べる件りには、以下の表現が見える。

①桃李之粧春空闌、蘭蕙之質秋漸衰。帰螺髻之尊而早除②蒼華之飾、慕紫摩之相而永却③金翠之粧。年々歳々、行六度而④期鶏足之衣、朝々暮々、誦一乗而代龍女之珠。（桃李の粧春空しく闌け、蘭蕙の質秋漸く衰へたり。螺髻の尊に帰して早く蒼華の飾を除き、紫摩の相を慕ひて永く金翠の粧を却く。年々歳々六度を行ひて鶏足の衣を期し、朝々暮々一乗を誦して龍女の珠に代へんとす。）〔咲き誇った桃李の花が春の盛りを過ぎるように、芳しく香った蘭蕙が秋を経て枯れるように、妻の容姿も次第に衰えていった。前世で螺髻仙人であったという尊い釈迦に帰依して早々に髪飾りをはずし、その紫摩黄金の身相を慕って長いこと華美なよそおいを慎んできた。来る年も来る年も六度を行って摩訶迦葉が鶏足山で弥勒菩薩に衣をさし上げて入寂したように自らも往生したいと願い、毎日毎日法華経を誦して龍女が仏に捧げたという珠の代りにしようとしてきた。〕

このうち、傍線①「桃李の粧春空しく闌け、蘭蕙の質秋漸く衰へたり」は、桃李や蘭蕙の如き容貌が時とともに衰えていくさまを表現しており、以下の匡房の願文の表現と同じ趣向である。

桃顔柳眉無二再栄之春一、蘭心蕙態非二常芳之秋一。（『江都督納言願文集』巻五、尼公「不知願主三通」其一）

また、②「蒼華」は毛髪を表し、③「金翠」は華美な装いを表し、④「鶏足の衣」は、仏弟子である摩訶迦葉が、仏より賜った衣を鶏足山で弥勒菩薩に渡して入滅した故事を踏まえた表現であるが、以下のように、いずれも匡房の願文に見られる。

○落二蒼華一(18)而問レ道、褫二羅衣一而貴レ真。

（『本朝続文粋』巻十二「一品宮仁和寺御堂供養願文」大江匡房、『江都督納言願文集』巻二にも）

○香華之営、遂年而加レ之、金翠(19)之飾、暦日而厭レ之。（『江都督納言願文集』巻五、尼公「不知願主二通」其二）

○宜下受二鶏足金縷之衣一(20)、速登中鷲頭紅連之座上。（『江都督納言願文集』巻二、仙院「園徳院供養願文」）

このうち、特に④「鶏足の衣」については、大江朝綱の願文に以下の表現が見え、儒家としての大江氏における表現の継承という点で注目される。

鷲頭雲霽、鶏足山開、無上世尊高並二妙覚之座一、摩訶迦葉跪奉二附属之衣一。

（『本朝文粋』巻十四「村上天皇母后四十九日御願文」大江朝綱418）

さらに、維順の当該願文において、当日の儀式の模様を表す件りを見てみたい。

⑤就秘密教之儀軌、展供養法之斎筵。⑥繽粉霜葉之錦、自添幡蓋之色、清脱風松之琴、暗助鐘磬之声。（秘密の教への儀軌に就きて、供養の法の斎筵を展べたり。繽粉霜葉の錦、自ら幡蓋の色に添ふ、清脱風松の琴、暗に鐘磬の声を助く。）〔深遠なる真言の教えに基づき、供養の場をひらいた。紅葉した葉の紅と霜の白とが乱れ散り、自然と幡

蓋の色に添えられ、清々と松に吹く風の音がまるで琴のように、ひそやかに鐘磬の音を盛り上げている。」

傍線⑤「秘密の教への儀軌に就きて、供養の法の斎筵を展べたり」は、匡房の願文に同様の言い回しが散見し、枚挙に遑がないほどである。

○就二秘密之軌儀一、設二供養之斎筵一。（『江都督納言願文集』巻三、大臣「土御門右大臣宇治御宝供養」）

○就二秘密大法一、尽二供養之至誠一。（『江都督納言願文集』巻五、女人「善勝寺」）

また、⑥「纈粉霜葉の錦、自ら幡蓋の色に添ふ、清脱風松の琴、暗に鐘磬の声を助く」のごとく、当日の様子を視覚的な面と聴覚的な面から表現する趣向は匡房の願文に頻繁に用いられるものである。

彩龍画鷁之任二暁浪一、混二妙曲於瑠璃之琴一、錦幡繡蓋之映二夕陽一、添二潤色於翡翠之箔一。

（『本朝続文粋』巻十二「殿下御八講願文」大江匡房、『江都督納言願文集』巻三にも）

さらに、このうちの「鐘磬」については、以下に掲げたように、匡衡の願文に「洪鐘浮磬」という表現が見え、これを縮約した表現だと考えられる。

以二香花梵唄、洪鐘浮磬、宝蓋幢幡、名衣上服、七珍百味一、供二養之一。

（『本朝文粋』巻十三「為二左大臣一供二養浄妙寺一願文」大江匡衡403）

そもそもこの「洪鐘浮磬」という表現は、『文選』巻一、班固「西京賦」に「洪鐘万鈞」等と見えて、大きな鐘を表す「洪鐘」と、『尚書』禹貢に「嶧陽孤桐、泗浜浮磬浮磬」と見える「浮磬」とを取り合わせた表現である。「浮磬」とは、泗浜の石で作った磬のことで、その石は水辺にあり、水中に浮いているようであることからこう呼ぶという。「洪鐘浮磬」は、匡房の願文にも見える。

解竹嶧桐之調、更驚二人聴一、洪鐘浮磬之韻、幾徹二天耳一。

（『江都督納言願文集』巻一、帝王「賀茂御塔」）

このように、久安五年に製作されたこの願文からもまた、匡房を含む先人の表現を積極的に踏襲しようとする維順（匡時）の姿勢を窺うことができるだろう。

## 六　『本朝続文粋』の成立について

本稿ではこれまで、匡時の対策文における徴事の出来の悪さが匡房の後継としての能力をそのまま示すものではないことを論じてきた。徴事の出来の悪さに比べ、第一段については、それほど悪い出来ではないと推測されることにも言及した。しかしながら、徴事が一問しか出来ていないという事実は、やはり見逃すことができないことのように思われ

る。『朝野群載』に収載された評定文等から既に確認したように、徴事には明確な判定基準があり、徴事の出来不出来は、対策そのものを判定する大きな要因であった。また、徴事を審査するほうが、文章を審査するよりも、客観的な判定が可能であろう。しかも当時の対策では、如何に多くの故事に通じているか、その知識の量の多さ、幅の広さに主眼が置かれていたのであり、徴事のあり方は、そうした対策の性質をいわば体現化するものであった。従って、徴事が一問しか出来ていない匡時の対策文は、たとえ第一段の出来がそれほど悪くないと考えられるにしても、凡そ出来の悪い、むしろ及第したのが不思議であるほどの対策文であったと言わざるを得ない。

ここで浮上するのは、一体何故こうした出来の悪い対策文が『続文粋』に収載されたのか、という問題である。「述行旅」策の徴事の出来が頗る悪かったにも拘らず匡時が及第していることに照らせば、匡時に課された二題の策問のうち、もう一題の策問の徴事の出来が頗る良かった可能性がある。匡時が匡房の薫陶を受け、その表現を継承していたとすれば、第一段については、二題の対策文の間でそれほどの遜色があったとは思われない。もしそうであったとすれば、何故徴事の出来が良い方の対策文を収載しなかったのか。ここで、「述行旅」策が『続文粋』に収められたその理由として考えられるのは、問われた徴事に対する解答が不能であった場合の答案の書き方の手本として「述行旅」策の対策文が適当であったというものである。佐藤道生氏は、『本朝文粋』、『続文粋』所収の対策文の中にはすべての徴事に正答できたものがないことに言及し、問われた徴事が意味する故事がわからず、解答が不能である場合に如何に答えるか、その文例を示していると言う点で両書がまさに実用的といえることを指摘した。[21] そうした視点から「述行旅」策の徴事に対する匡時の解答をあらためて確認してみると、例えば、徴事四問目の「慈石累路、将聞経過之姿（慈石は路に累なれり、将に経過の姿を聞かん）」という問いに対し、匡時は「慈石累道、披蠹簡而忘謨謀（慈石は道に累なる、蠹簡を披けど

も謨謀を忘れたり)」、すなわち「慈石が道に重ねられていたというので、書物をひもといてはみたが、そのはかりごとを忘れてしまった」と答えている。また、徴事五問目の「高郵県遙、置幾駅而得嘉称(高郵県は遙かなり、幾駅を置きて嘉称を得たるや)」と、六問目の「宜都地僻、指何山而遺幽趣(宜都の地は僻れり、何山を指して幽趣を遺したるや)」という問いに対しては、「高郵県之嘉称、宜都山之幽趣、文岑高兮不尋、筆駅荒而易惑(高郵県の嘉称、宜都山の幽趣、文岑高くして尋ねず、筆駅荒くして惑ひ易し)」、すなわち「高郵県の素晴らしさ、宜都山の奥深いおもむきについては、高い嶺に登るのと同じように答えるのが困難で、奥深く荒れた駅に行くのと同じように迷い易くて解答できない」と答えている。もう一例挙げれば、徴事八問目の「入舟兮思子之獣、其名如何(舟に入りて子を思ふの獣、其の名は如何ぞ)」という問いに対しては「夜蛍暗兮難知、争弁入舟之名(夜蛍暗くして知り難し、争か舟に入るの名を弁へん)」、すなわち「夜の蛍が暗くて学ぶことができなかった、どうして舟に入ったというその名前を弁ずることができようか」と『蒙求』で著名な車胤の故事を用いて解答している。いずれも徴事に対して解答不能である場合に適当な文例となり得るものであり、「述行旅」策は、こうした文例を示すのに有効な対策文として『続文粋』に収載されたものと考えられる。

そこで、今少し歩を進め、『続文粋』の成立の問題に考えを及ぼしてみたい。『続文粋』の成立時期については、佐藤道生氏が、『本朝文粋』に倣い、『続文粋』も編纂にあたって作者を物故者に限ったとの前提に立ち、匡時(維順)の没後であろうと推測している。[22] 維順の没年は定かではないが、佐藤氏の指摘にあるように、久寿二年(一一五五)正月二十三日に大学頭維順が寮試を行った記事が『大間成文抄』巻三に見え、これ以後、史料にその名を見出すことができない。[23] 翌久寿三年二月、藤原範兼が大学頭に任ぜられたのが維順の死闕を補ってのこととすれば、維順の没したのは久寿二年のことであったと推測される。また、後藤昭雄氏は、『続文粋』所収作品の表題の人物呼称に着目し、巻五に藤

原忠実を「知足院禅定前大相国」と呼ぶ例が見え、忠実がこの呼称で称されるのは、保延六年（一一四〇）十月二日に出家し、保元元年（一一五六）八月に洛北の知足院に幽閉され籠居して以降のことであることから、保元元年八月以降ではないかと推測する。[24] 一方、五味文彦氏は、『朝野群載』が三善為康自身の作品を載せていることを重視し、『続文粋』に最も多くの作品が収載され、さらに『続文粋』のなかで最も新しい作品の製作者である敦光自身が、八十一歳で出仕を止めた年、康治二年（一一四三）に編纂したものと推定して以下のように述べる。

そこで改めて敦光の動きを追うと、康治元年（一〇四二）[ママ] には八十歳になっていて、この年には子の長光が大内記、有光が対策に及第し、成光が蔵人に任じられるなど、我が子が無事に成長して儒者の道を歩むようになっていた。そうしたなかで敦光はその翌年に「依労宿痾、久不出仕」と出仕を止めている。そうであれば敦光は子らに残すべく本書を著したことが考えられ、もしそうならば、自らの作品を大量に載せるのも当然であったろう。また保延以降の作品が本書にないこともよくわかる。[25]

すなわち、『続文粋』の成立を久寿二年、或いはその翌年の保元元年以降とする佐藤、後藤両氏に対し、五味氏は、それより十年以上遡るものと推測したのである。

ここであらためて、維順の対策文の徴事が一問しか正答できていなかったこと、徴事の出来不出来は対策文そのものの出来を左右するものであり、従ってこの対策文の出来は頗る悪いものであったろうことを念頭に置いて考察してみたい。五味氏のいう康治二年といえば、維順は六十歳であった。以下に、注（9）所掲の『長秋記』の記事を再度掲げる。

江博士云、身儒第二、年歯已過二五十一。而為レ子申二学問料一、無二恩許一。預判多以被レ超二下臈一。於レ今江家長被レ捨レ道事也。近来居二儒官一者、必非二高才博覧人一。怨レ世気色尤甚。有二其謂一。

（『長秋記』長承二年（一一三三）七月二十一日条）

この記事は、『長秋記』の記者である源師時のところへ「江博士」すなわち維順が尋ねてきて、家の低迷と近年の儒者の無能ぶりを嘆く場面であるが、傍線部分で維順は自らを「身は儒の第二」と呼んでいる。これは、儒者の第一が敦光、第二が維順ということを意味する。そして、こうした評価が維順自身だけでなく、当時の世間一般のものであったことは、以下に掲げた『長秋記』、『台記別記』の記事から窺うことができる。

①後聞、雖レ有二恩許議一、遂右少弁顕業預判、江惟〔維〕順朝臣第二儒士也、而不二預判一、雖二少時一依レ有二無才聞一歟、近来儒士不レ可レ及二彼例一者也、

（『長秋記』長承二年六月二十八日条）

②今日天子始読二御注孝経一、年九、去十日治部権少輔俊経〈五位顕業卿子〉、被レ聴二昇殿一、為二尚復一也、大学頭維□朝臣〈四位〉、為二非参議第一儒一、又為二匡房卿子一、文章博士永範朝臣〈四位〉、頗有二博学之名一、而今以二俊経一為二尚復一、非二唯両儒可レ憂、又無二父子相並之例一者乎、（『台記別記』久安三年（一一四七）十二月十一日条）

五味氏が『続文粋』成立の年と推測する康治二年当時、既に維順が大学頭であったかどうか定かではないが、少な

くとも上記②、久安三年には「大学頭」とある。当時、儒者として勢力があったのは式家藤原氏と北家日野流であり、大江氏にとっては斜陽の時代であったといえるが、それでもなお、維順の儒者としての地位と名声とを考えると、「述行旅」策のごとき出来の悪い対策文を、いかに敦光とはいえ、維順の生存中に編纂物に収載するというのは考えにくいように思われる。この対策文が編纂の対象となったとすれば、維順の死後、すなわち久寿二年以後のこととするのが自然であろう。

また、『続文粋』の撰者についても、同様の理由、すなわち維順の対策の出来の悪さという点から、大江氏の関与というのは考えにくいのではないかと思われる。[26] やはり敦光より後の式家藤原氏の儒者の手になるものと考えるのが妥当であろう。

## おわりに

本稿では、大江匡時（維順）の作品として、「述行旅」策（『本朝文粋』巻三）と宇治平等院供養願文を取り上げたが、そのいずれにおいても、匡房の後継者として、その父の薫陶の上に立ち、大江氏の先人が培ってきた表現を踏襲していこうとする姿勢を窺うことができた。

ここで言及しておきたいのは、友実の「野沢佳趣」策対策文の第一段と、匡時の「述行旅」策対策文の第一段とは、そのいずれにおいても、『藝文類聚』等の類書が用いられた形跡をあまり窺うことができないという点である。例えば、『藝文類聚』には、巻二十七、人部に「行旅」の項が立てられるが、そこに見える故事は、この対策文には全く用いられていない。繰り返しになるが、平安期の対策の性質は、前期から後期にかけ、論を立ててそれを展開することに主眼を置

いたものから、故事の知識を披瀝することに主眼を置いたものへと変化している。このことは、平安後期の対策文、すなわち『続文粋』所収の対策文においては、文と文との結びつきが希薄で、故事の羅列に終始する傾向があることを意味する。そしてその背景には、文章作成に際しての類書の積極的な利用があるものと考えられる。実際、『続文粋』所収の対策文のうち、匡時と友実の対策文を除くものについては、類書の利用を顕著に窺うことができる。逆にいえば、論じることを重んじる平安前期から中期頃までの対策文には、後期ほどの類書利用の形跡が見えない。翻って匡時と友実の対策文を見ると、先述のように、そこには類書利用の形跡は見えないが、しかしながら、都良香や道真の対策文のように、論じることに主眼をおいているかといえばそうではない。それぞれの対策文は、「野沢」、或いは「行旅」に関する多くの故事を並べる一方で、それらを貫く論理ということになると、必ずしも明確ではない。故事が羅列され、そこに一貫した文脈や論理が欠けているという意味では、その故事が広範囲にわたる網羅的なものかどうかは別として、両対策文における故事の用い方は類書的であるといってよいものと思われる。そして、匡時や友実のそうした類書的な知識を支えたのが中国由来の類書ではなかったとすれば、そのことが示唆する問題は極めて大きいだろう。今後、他の文体へ、後の時代へと視野を拡げ、あらためて両者の学問のあり方を位置付けてみたい。

注

（1）『本朝続文粋』の本文は金沢文庫旧蔵内閣文庫蔵本による。ただし、掲出にあたり校訂を施した箇所がある。

（2）対策についての先行研究として、以下のものがある。桃裕行『上代学制の研究〈修訂版〉』（一九九四年三月、思文閣出版）。濱田寛『平安朝日本漢文学の基底』（二〇〇六年九月、武蔵野書院）。伊澤美緒「逸脱する対策文―『本朝文粋』「散楽策」

の再検討―」（『古代中世文学論考』第七集、二〇〇二年七月、新典社）。佐藤道生「平安時代の策問と対策文」（『こころのかたち―東西文献資料に見られる心性の表象』慶應義塾大学21世紀ＣＯＥ心の統合的研究センター、二〇〇五年三月）。拙稿「対策の変容―故事と論述―」（『和漢比較文学』第三十七号、二〇〇六年八月）。

（3）「述行旅」策の徴事が問う故事のうち、本文に所掲の②、③以外のものについての調査結果は以下のとおり（丸数字は徴事の順序に対応する）。①未詳。④王隠晋書曰、馬隆撃二涼州一、以二磁石一累二道側一。賊負二鐵鎧一不レ得レ過、以為レ神。（『太平御覽』九百八十八、磁石）⑤未詳。⑥未詳。⑦未詳。⑧桓公入レ蜀、至二三峡中、部伍中有下得二猨子一者上、其母縁レ岸哀号、行二百餘里一不レ去、遂跳二上船一、至便絶、破視二其腹中一、腸皆寸寸断、公聞レ之怒、命黜二其人一。（『世説新語』黜免）

（4）「野沢佳趣」策の徴事が問う故事のうち、本文に所掲の①、⑤以外のものについての調査結果は以下のとおり。②〔経〕夏、公会二単平公、晋定公、呉夫差、于黄池一。〔伝〕秋七月、辛丑、盟、呉晋争レ先。〔注〕争二歃血先後一。（『春秋左氏伝』哀公十三年）③列子曰、薛談学二謳於秦青一、未レ窮二青之伎一、自謂尽レ之。遂辞帰、秦青弗レ止。餞二於交衢一、拊レ節悲歌。声震二林木一、響遏二行雲一。薛談乃謝求レ反。終身不二敢言一レ帰。秦青顧二其友一曰、昔韓娥東之レ斉。匱糧、過二雍門一、鬻レ歌假レ食、既去、餘響繞レ梁三日不レ絶。（『藝文類聚』四十三、歌）④呂望非熊〈六韜曰、周文王下畋、史扁為□兆曰、所レ獲非二熊々々一、乃天遺二汝師一、文王乃斎戒七日、畋二于渭浜之陽一、果卒見二呂望座レ石垂レ釣、与論二道徳一、遂同載而帰。〉（故宮博物院本『蒙求』4）⑥未詳。⑦黄帝立為二天子一、十九年、令行二天下一。聞三広成子在二於空同之上一、（中略）黄帝順二下風一、膝行而進、再拝稽首而問曰、聞三吾子達二至道一、敢問、治身奈何而可二以長久一、広成子蹷然而起曰、善哉問乎、来、吾語二女至道一、至道之精、窈窈冥冥、至道之極、昏昏黙黙、无レ視无レ聴、抱レ神以静、形将自正。（『荘子』在宥）⑧未詳。

（5）「謂二父祖之儒業一、既奕二四代一、通二十六徴事一、今及半分」の隔句対（「通十六徴事」は「通十六之徴事」とあるべき）は、大江匡周の対策文に対する評定文にも「継二祖業一兮及二十代一、答二徴事一兮通二半分一」とあり、儒家の出身であることと徴事の出来とを対にするのが常套句であった可能性が高い。

（6）『江談抄』の当該箇所の本文は『古本系江談抄注解〔補訂版〕』（一九九三年五月、武蔵野書院）に拠る。

（7）小峯和明『院政期文学論』（二〇〇六年一月、笠間書院）、一五五―一五六頁。

（8）田中宗博「『中外抄』試論」（『国文論叢』第十六号、一九八九年三月）。

(9) 佐藤道生「「朗詠江註」と古本系『江談抄』」(『説話文学研究』第四十二号、二〇〇七年七月)。佐藤氏は、大江匡時の生年について、以下に掲げる『長秋記』の記事から逆算し、応徳元年(一〇八四)生まれと推定した。

江博士云、身儒第二、年齒已過二五十一。而為レ子申二学問料一、無二恩許一。預判多以被レ超二下臈一。於レ今江家長被レ捨レ道事也。近来居二儒官一者、必非二高才博覧人一。怨レ世気色尤甚。有二其謂一。(『長秋記』長承二年(一一三三)七月二十一日条)

また佐藤氏は、『江談抄』聞書の背景に、若くして庇護者を失い、匡房の学問を積極的に吸収しなければならなかった実兼側の事情を想定するべきであることを指摘した。

(10) 『本朝世紀』寛治元年十二月二十九日条には、同日式部省に向けて発行された「応下以二五箇年一為レ限令上レ課二試諸道得業生一事」と題される太政官符が載る。

(11) 『大間成文抄』(巻八)によれば、隆兼は承暦三年(一〇七九)に献策している。また、匡房が作った隆兼の一周忌の願文に、「常憶、彼猶壯、宜為二席上之珍一焉、我既衰、将決二山下之蒙一」(『江都督納言願文集』巻三、亡息周忌願文)とあることから三十代で没したものと考えられる。

(12) 前掲注(2)拙稿。

(13) 対策文を構成する駢麗文の評価基準について、音韻や隔句対の構成等の側面から検討したものとして、前掲注(2)濱田書、第三章「方略策を巡る問題点」がある。

(14) 『文鳳抄』使には、「皇花、行李(皇々者花ハ、君遣二使臣一ストキニ、以二礼楽一テ送ル。言コヽロハ、遠シテ有二光華一ナリ。毛詩。行李、行人ナリ。左伝)」とあるが、これは匡時の対策文の当該箇所から帰納されたものと推測される。

(15) 前掲注(9)論文。

(16) 後藤祥子「浮木にのって天の河にゆく話—平安和歌史の視座から」(『国文目白』第二十二号、一九八八年二月)。矢作武「『天の河うき木に乗れる』類歌と張騫乗査説話について」(『相模国文』第五号、一九八八年三月)。黒田彰子「張騫考—俊頼髄脳へのアプローチ—」(『国語国文』第五十八巻十号、一九八九年九月)ほか。

(17) 『本朝文集』は『台記別記』から引用するが、『台記別記』の記事は『兵範記』の誤入とされる。『本朝文集』『台記別記』『兵範記』に引かれる本文には、僅かながら互いに異同がある。本稿では『兵範記』所引の本文に拠り、他の本文と校合

改訂の上掲出した。

(18) 蒼華何用祝、苦辞亦休レ吐。〈蒼華、髪神名〉(『白氏文集』巻五十二「和レ祝二蒼華一」2253)

(19) 戴二金翠之首飾一、綴二明珠一以耀レ軀。(『文選』巻十九「洛神賦」曹植)

(20) 摩訶迦葉波(中略)厭二世無常一、将レ入二寂滅一、乃往二鶏足山一、山陰而上(中略)既入二三峰之中一、捧二仏袈裟一而立、以二願力故一、三峯斂覆、故今此山三脊隆起。当来慈氏世尊之興レ世也(中略)大迦葉、授レ衣致レ辞礼敬已畢、身昇二虚空一、示二諸神変一、化レ火焚レ身、遂入二寂滅一。(『大唐西域記』巻九)

(21) 前掲注(2)佐藤論文。

(22) 佐藤道生「『本朝続文粋』成立考」(『平安後期日本漢文学の研究』二〇〇三年五月、笠間書院、初出は二〇〇一年)。

(23) 前掲注(9)論文。

(24) 後藤昭雄氏「本朝続文粋」(『国史大系書目解題』下巻、二〇〇一年十一月、吉川弘文館)。

(25) 五味文彦氏『書物の中世史』(二〇〇三年十二月、みすず書房)、一一五頁。

(26) 山崎誠氏は、『続文粋』の撰者について「江家説も可能性としてはあると考えるが詳述に及ばない」とする(「『本朝続文粋』」『国文学解釈と鑑賞』第五十三巻三号、一九八八年三月)。

## 付記

本稿は第九十二回和漢比較文学会例会(二〇〇六年七月二十二日於鶴見大学)の同題の口頭発表に基づくものです。席上、貴重な御教示をいただきました先生方に厚く御礼申し上げます。